

土佐市立新居小学校いじめ防止基本方針

平成30年3月31日改定

1. 基本方針の目的

本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、児童の健やかな成長を保障し、いじめのない明るく楽しい学校を目指して、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処などいじめの防止等全体に係る内容を「土佐市立新居小学校いじめ防止基本方針」として定める。本基本方針は、本校におけるいじめの防止等のための取り組みを総合的かつ効果的に推進するための基盤となるものであり、いじめ問題に対して学校全体で組織的に対応するための方策を示すものである。

2. いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法（第2条）」より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止委員会」（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）で、事案（いじめが疑わしいものも含む）に関する情報を共有し、組織として判断し、積極的に認知するよう努める。

3. いじめの防止等のための本校の基本姿勢

いじめの防止等のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己肯定感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく関係機関や外部の専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

4. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

本校におけるいじめの防止等のための取り組みを組織的かつ実効的に行うために、「いじめ防止委員会」を設置し、その中核としての役割を担う。

（1）組織の構成員

管理職、生徒指導担当、人権教育主任、養護教諭で構成し、外部専門家としてスクールカウンセラーを入れる。

なお、いじめによる重大事態（P6参照）が発生した場合について、学校がその調査を行う時は、この組織を母体としつつ、事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

（2）組織の役割

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ② いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑥ 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ⑦ 基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑧ 基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

5. いじめの防止等に関する具体的な取り組み

（1）いじめの未然防止

児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に学力の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己肯定感・自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

学校の教育活動全体を通して行う道徳教育や人権教育を通じて、命の大切さとともに、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童一人一人がもつように指導する。あわせて、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

ア 児童同士が関わり合い、互いに認め合い、高まり合う学級づくりを進め、学級が児童にとって温かい居場所であり、安心して過ごせる場となるよう努める。

イ ほかほか言葉を使うことや朝のあいさつ運動、いじめ0を目指した児童会活動を推進する。

ウ 道徳教育、人権教育等「心の教育」の充実を図り、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができる学習活動を展開する。

エ インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処できるよう、児童に対する情報モラル教育を推進する。

② 児童一人一人の自己肯定感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

ア 一人一人が活躍できる学習活動を推進する。

- ・ なかよし班活動での異学年交流を充実する。
- ・ 上級生が企画・運営するロングふれあい活動を充実する。
- ・ 児童の自発的な活動を支える集会活動や委員会活動を充実する。
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習の工夫を行う。

イ 人とつながる喜びを味わう交流活動や体験活動を推進する。

- ・ 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる交流活動を充実する。
- ・ 人との関わり方を身に付けるためのソーシャルスキルトレーニングを推進する。
- ・ 自己肯定感や自己有用感、コミュニケーション力を育むために、地域の方々との交流活動を推進する。
- ・ 学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動を推進する。

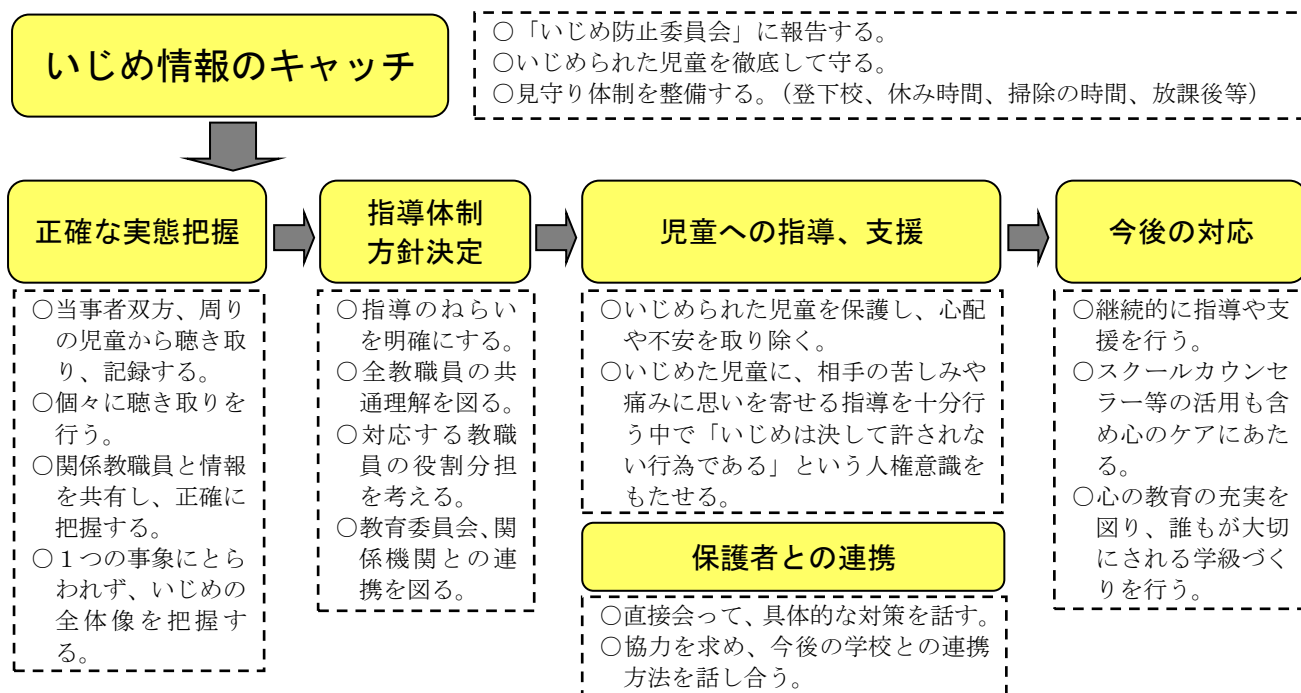
(2) いじめの早期発見

- ① 年1回以上いじめ問題に関する校内研修を実施することで、教職員は児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付け、いじめに対する認知力・対応力の向上や学校としての組織的な対応につなげる。
- ② 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。
- ③ おかしいと感じた児童がいる場合には「いじめ防止委員会」に報告し、職員会や月1回の校内支援会等の場において情報共有することで、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ④ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ⑤ 「学校生活アンケート」を年3回、「Q-Uアンケート」を年2回、「子どもの声アンケート」を学期末に行い、児童の悩みや人間関係を把握するとともに、気になる児童については個人面談を行い、いじめの早期解決に向け迅速に対応する。

(3) いじめ事案への対処

- ① いじめを発見したときには、すぐに「いじめ防止委員会」に報告し、対応を協議し、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全教職員で組織的に対応するよう、的確な役割分担をしていじめの解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく関係機関や外部の専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図り、いじめられている児童の心のケアを行う。
- ⑥ いじめが起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集し指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

いじめ対応の基本的な流れ



※ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。

ア いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3か月を目安とする。）

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

6. 重大事態への対処

（1）重大事態の意味

① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合 など

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ア 年間30日以上欠席がある場合

イ 一定期間連続して欠席している場合

③ 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

（2）重大事態への対応

① 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図（P6）」に基づいて対応する。

② 学校が重大事態に係る事実関係の調査を実施する場合は、調査組織として、「いじめ防止委員会」の構成員に適切な専門家を加えるなどして対応する。なお、組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない者（第三者）によって構成し、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

③ 調査結果については、被害生徒やその保護者に対して適切に情報を提供する。

7. その他

（1）基本方針に基づくいじめの防止等の取り組みに対する検証・見直し

① 定期的に「いじめ防止委員会」を開催し、PDCAサイクルに基づいて検証・改善を行い、実効性のある取り組みとなるよう努める。

② いじめに関する項目を盛り込んだ教職員及び保護者への学校評価アンケートを実施し、その結果をもとに「いじめ防止委員会」で検証し、次年度への改善・修正を行う。（基本方針の見直しを含む。）

（2）基本方針の公表

① 基本方針については、4月のPTA総会にて保護者に配付し、方針の内容を説明する。あわせて、本校のホームページに公開する。

基本方針に基づくいじめの防止等に関する取り組みの年間計画

	児 童		教 職 員
4 月	・入学式 ・お迎え登校 ・たんぽぽ集会① ・田植え（育成会）	生活目標の取り組み 集会活動（毎週金曜日） 朝のあいさつ運動（執行委員会、毎月第3週） なかよしタイム（週1回全校遊び） なかよし班活動（清掃活動等）	・児童への相談窓口の周知 ・PTA総会（保護者に基本方針の内容を周知） ・家庭訪問
5 月	・遠足 ・運動会		・第1回いじめ防止委員会（基本方針に基づく年間計画の確認） ・Q-Uアンケートの実施と分析
6 月	・プール開き ・たんぽぽ集会② ・ロングふれあい活動①		・学校生活アンケートの実施と分析
7 月	・ロングふれあい活動② ・サマースクール		・こどもの声アンケートの実施と分析 ・問題行動集約・検討
8 月	・稲刈り（育成会）		・いじめ問題に関する校内研修
9 月	・水泳大会 ・敬老会への参加 ・修学旅行（宇佐小との合同） ・遠足 ・たんぽぽ集会③ ・ロングふれあい活動③		いじめを認知したら、すぐに「いじめ防止委員会」に報告し、その都度対応を協議する。
10月	・土佐市陸上記録会（5・6年生参加） ・風の子安全・防災学習発表会 ・たんぽぽ集会④		・第2回いじめ防止委員会（基本方針に基づく取り組みの中間検証）
11月	・ロングふれあい活動④ ・土佐市音楽発表会（全校参加） ・たんぽぽ集会⑤		・学校生活アンケートの実施と分析 ・Q-Uアンケートの実施と分析
12月	・校内持久走大会 ・三世代交流もちつき大会（育成会） ・収穫祭（独居高齢者へ赤飯の配付） ・ハッピースマイルプロジェクト ・たんぽぽ集会⑥		・こどもの声アンケートの実施と分析 ・問題行動集約・検討
1 月	・ウインタースクール		
2 月	・新居地区ウォークラリー（育成会） ・心の教育参観日 ・新入児1日入学 ・ロングふれあい活動⑤ ・たんぽぽ集会⑦		・第3回いじめ防止委員会（学校評価結果をもとにいじめの防止等の取り組みを検証・見直し） ・学校生活アンケートの実施と分析 ・学校評価委員会
3 月	・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式		・こどもの声アンケートの実施と分析 ・問題行動集約・検討 ・基本方針の改定 ・学校ホームページに基本方針を公開

重大事態発生

- 生命、心身、財産重大事態
（骨折、脳震盪、自殺、自傷行為、犯罪行為等々）
- 不登校重大事態
（転校、欠席増える、連続しての欠席等々）
- 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

- 土佐市教育委員会への報告
- 土佐市教育委員会が調査主体を判断

調査委員会を設置

【構成員】

校長・教頭・生徒指導担当・人権教育主任・養護教諭・学級担任（必要に応じて）

PTA 会長・校区内有識者・土佐市教育委員会・専門機関（SC・SSW など）

※構成員については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別な利害関係を有しないもの（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

調査の実施

○聴き取り、アンケートなど速やかに実施する。（いじめを受けた生徒、在校生、教職員）

※ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して配慮と説明を行う。

※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※ 調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

いじめを受けた生徒及びその保護者への情報提供

○調査によって明らかになった事実関係を説明する。

○個人情報に十分な配慮をして説明をする。

○保護者の要望を聴き取り、追加調査及び分析等を必要に応じて行ったうえで情報提供する。

調査結果を土佐市教育委員会に報告

○土佐市教育委員会から市長に報告をする。

○希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

○報告を受けた市長が、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について、さらに調査を行える。（再調査）